

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
その翌日)

目 次

- ◇ 告 示
 - 健康保険法による保険医の登録
 - 生活保護法による医療機関の指定
 - 生活保護法施行規則による診療所を廃止した旨の届出解除予定の保安林にする旨の通知
 - 昭和四十五年六月鳥取県告示第四百二十三号の一部改正
 - 沖合底びき網漁業に係る加入区の指定
 - 飼料の分析検査の概要
 - 昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一十一号の一部改正

告 示

鳥取県告示第五百五十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十五年八月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	住 所	登録の記号及び番号	登録の年月日
富長 得人	鳥取市吉方温泉 三丁目七五	鳥医 第一五二九号	昭和四十五年七月二十五日

鳥取県告示第五百五十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和四十五年八月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	診療科名	開設者名
昭和四十五年 五月六日	米川外科医院	米子市両三柳一 大沢八八〇の一	外科、胃腸科、 整形外科、皮 膚泌尿器科、 肛門科	米川 温
十五 日	岡空診療所	一丁目二五番地 " 純町	小児科、内科	富田 幸美
" 六月十四日	中部医師会附属 休日急患診療所	倉吉市旭田町 一八番地	内科、小児科	中部医師会長
" 十七 日	井上内科医院	米子市中島 三三二の五	"	井上 淳一
" 十九 日	尾西小児科医院	倉吉市山根四八 八の八番地	小児科、放射 線科、内科、 皮膚科	尾西 賢治
" 七月十六日	面谷外科医院	鳥取市吉方温泉 町四丁目三番地	外科、胃腸科、 整形外科	面谷 幹夫

鳥取県告示第五百五十五号
 生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があった

五月一日	松本 齒科 医院	倉吉市住吉町五八番地	齒科	松本 頼之
十五日	熊谷 "	鳥取市今町二丁目九六番地	"	熊谷 敬一
六月一日	尾久土 整骨院	八頭郡知頭町賀頭二六番地	柔道 整復	尾久土 拓夫
五月一日	市場 助産所	倉吉市宮川町一五九番地	助産	市場 八重子
	福井 "	倉吉市西倉吉町三三一番地	助産	福井 岩子
	酒井 助産所	倉吉市西倉吉町二七三番地	助産	酒井 まつえ
	谷口 薬局	瀬崎町一〇三二の六	薬局	谷口 敏夫
	小林 "	明治町一九〇四番地	"	小林 良治
	富谷 "	河原町二七七一番地	"	富谷 謝一
二月	岩間 "	瀬崎町由良宿一五五六	"	岩間 豊
六月三日	米田 "	東伯郡大栄町中興寺四〇	"	米田 淑子
	トーゴ "	東郷町	"	中井 明子
	崎山 "	東伯町一	"	崎山 五郎

ので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。
 昭和八年八月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診 療 科 名	廃 止 年 月 日
瀨川医院大伊出張所	八頭郡船岡町殿一三六八の一	内科、外科	昭和四十四年十一月一日
中井 医院	倉吉市東町三五四	小児科、内科	昭和四十五年六月三十日
近 藤 "	米子市西福原一三三の一	内科、小児科	"
田 辺 "	立町二丁目九一番地	"	三月三十一日
岡 空 "	糺町一丁目二五番地	内科、外科、小児科	昭和三十六年十月二十一日
渡 部 "	境港市相生町六二番地	小児科、内科	昭和四十三年三月二十六日
古 志 "	西伯郡会見町市山四三一番地	内科、外科	昭和四十一年五月十七日
法 橋 "	日野郡日野町根雨四三六番地	全科	昭和三十九年二月一日
脇 坂 "	日南町多里二二三番地	"	昭和四十四年二月七日
池 田 "	溝口町溝口六九七番地	内科	昭和四十二年五月十五日
江府町国保第二直営診療所	江府町大字美用五二九の一九	内科、外科、小児科	昭和四十四年十一月一日
岸本町国保岸本町診療所	西伯郡岸本町番原	内科、小児科	昭和四十一年四月三十日
阿 曾 医 院	気高郡気高町宝木	"	昭和四十二年三月三十一日

野島	松本	岸田	中村	野島	齒科	沢田	大住	横原	中路	松村	石田	百村	村田	中村	河瀬
"	"	齒科	"	齒科	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
上井 二九六番地	東町 四二五番地	倉吉市明治町 一〇二七番地	大栄町 由良宿	赤碓町赤碓	三朝	三朝町穴鴨 一六八番地	東伯郡東伯町徳万 四九の六	智頭町智頭 二六〇四	八頭郡若核町若核 一八〇	岩美郡岩美町浦富	一〇の九 浜村	気高郡気高町宝木	江崎町 一番地	立川町 二丁目一六九	鳥取市今町二丁目 九六の二
昭和四十四年 二月三日	昭和四十五年 四月三十日	昭和三十七年 三月三十一日	"	"	昭和四十五年 五月一日	昭和四十三年 五月一日	昭和四十一年 六月二日	昭和三十七年 五月七日	昭和三十七年 十二月三十一日	昭和四十四年 五月三十日	昭和四十一年 十二月七日	昭和三十九年 六月二十九日	"	昭和四十五年 五月一日	昭和四十四年 十月一日

橋中	和田	山本	滝田	尾崎	宮崎	大坪	山根	刑部	小河原	川元	明石	野上	田本	岡田	森田
とよ	ゆき	民恵	ちか	まつ	正子	キヨ子	静枝	はる江	"	"	"	"	"	"	"
東品治町	吉方町	鳥取市吉方	五八四番地 船岡	船岡町福井	河原町河原 二六番地二	三四二番地 早瀬	八頭郡智頭町大内	気高郡気高町 下坂本	日野郡日南町生山 六六の一	大山町国信 五四四番地	西伯郡名和町 御来屋	境港市中町	角盤町	蚊屋 二九〇の一	米子市西町
"	"	"	"	"	"	"	"	助産	"	"	"	"	"	"	"
"	"	昭和四十五年 五月一日	昭和四十五年 四月二十四日	昭和三十五年 四月三日	昭和三十八年 一月十日	昭和四十三年 八月二日	昭和四十一年 四月十七日	昭和三十五年 十二月三十一日	昭和三十四年 九月十五日	昭和三十一年 四月一日	昭和四十五年 四月二十五日	昭和四十一年 三月一日	昭和四十五年 五月一日	昭和三十七年 一月三十日	昭和四十二年 四月一日

吉田 てる	田辺 房子	木村 増	結城 とく	広瀬 初代	遊佐 フジヨ	田村 なみ	楠田 寿賀	竹内 巳	坂出 梅	井上 とゆ	安達 かね	森原 章	山田 つや	平木 かね	喜多村 あや
"	"	"	"	米子市内町	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
河崎	愛宕町	両三柳	朝日町		立川町	吉方町	吉岡温泉町	橋本	賀露町	行徳	鍛冶町	中町	元魚町	茶町	江崎町
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
昭和四十三年 八月二十八日	昭和四十五年 一月十四日	昭和四十年 九月一日	昭和三十六年 五月二十八日	昭和三十五年 四月二十二日	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

河野 りん	田中 まさこ	篠原 良子	田貝 富子	二榎木 きくよ	矢田貝 ち江	安達 縫	榊原 菊枝	吉田 春子	大場 みち	牧原 千代子	中井 より	林 静子	深田 満喜子	木村 ちよ	松田 国子
"	東伯郡大栄町	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"		溝口町	日野町根雨	多里	下石見九〇八の一	日野郡日南町 上石見	花町 九八番地二	境港市竹内町	横田五九五	倉吉市尾田四二	清谷 六一番地	倉吉市上井 三三三番地	右豊干		大篇津町
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	昭和四十五年 五月一日	昭和四十三年 十月二十日	昭和四十年 七月二十二日	昭和四十一年 四月十五日	昭和四十三年 八月二十八日	"	"	"	昭和四十五年 五月一日	昭和四十四年 十二月一日	昭和四十四年 一月六日	昭和三十九年 一月十日	"

小林	富谷薬局	安永志ん	道祖尾 喜代子	木下きの	藪内ちえ	亀井久子
"	"	倉吉市清谷 六番地	"	"	"	"
"	"	河原町 一、九〇四	大栄町 由良宿	"	羽合町	東伯町
"	薬局	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"

鳥取県告示第五百五十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十五年八月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡赤碕町大字中村字大藤谷奥西平六五〇、大字山川字勝田川頭西平八〇七の二(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び赤碕町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百五十七号

昭和四十五年六月鳥取県告示第四百二十三号(鶏等の出入及び移動を禁止する区域の指定について)の一部を次のように改正し、昭和四十五年八月十一日から施行する。

昭和四十五年八月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

別表

米子市上新印 西伯郡名和町大字東坪、西坪、小竹

鳥取県告示第五百五十八号

漁業災害補償法施行令(昭和三十九年政令第二百九十三号)第十二条第二項の規定に基づき、沖合底びき網漁業に係る加入区の区域を次のように定めたので、同条第三項において準用する同令第八条第三項の規定により告示する。

昭和四十五年八月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

加入区	の 名 称	区 域
沖合底びき網田後加入区		岩美郡岩美町の区域(網代港漁業協同組合の地区を除く。)
沖合底びき網網代港加入区		岩美町網代港漁業協同組合の地区及び岩美郡福部村の区域
沖合底びき網賀露加入区		賀露漁業協同組合の地区及び気高郡の区域

鳥取県告示第五百五十九号

飼料の品質改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一条第一項の規定に基づき昭和四十五年七月に収去した飼料の分析検査の概

要を、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。
昭和四十五年八月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登 録 飼 料

製造事業場の所在地及び名称 飼 料 の 名 称	登録番号	検 査 結 果				収 去 年 月 日 特 記 事 項
		粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	
広島市出島1丁目32番8号 船入糧工株式会社	4047	16.0 17.1	2.5 3.8	7.0 3.0	11.0 7.9	昭和45年7月7日 鳥取市古海西開発 株式会社 ケンパン
ヒノマル完全配合飼料 成鶏用特号マツシユ	4048	17.0 18.2	2.5 3.5	7.0 3.2	11.0 8.6	
ヒノマル完全配合飼料 幼雛用ニユーチツクS	5498	22.0 22.3	4.0 4.4	5.0 2.8	9.0 5.6	
ヒノマル完全配合飼料 若肉鶏肥育用 ニユーテロイラーF	5516	18.0 19.2	5.0 5.7	5.0 2.4	9.0 4.6	
イリフネ完全配合飼料 成鶏マツシユホープ	4774	16.0 17.2	2.5 3.4	7.0 2.9	11.0 8.2	
イリフネ完全配合飼料 肥育後期用プロイラー17	70TF4	17.0 18.0	3.5 3.7	4.0 2.4	7.0 4.9	
呉市築地町9番地 呉飼糧株式会社	58R9	17.0 18.3	3.0 3.4	6.0 2.9	11.0 9.5	昭和45年7月8日 鳥取市行徳
クレマツ印完全配合飼料 成鶏用みやじま						東部米穀卸協同組合倉庫
倉敷市水島海岸通り3丁目3 丸紅飼料畜産株式会社 水島工場						昭和45年7月8日 鳥取市新品治町15

マルベニ印完全配合飼料 幼雛育成用ジュニア	4910	20.5 20.1	3.0 3.4	4.5 2.9	7.0 5.0	鳥取丸紅株式会社 粗たん白質不足	
マルベニ印完全配合飼料 フロイラー後期用 ネオフロイラー	70TF11	17.5 17.6	4.5 4.6	5.0 2.6	7.0 6.0		
マルベニ印完全配合飼料 中雛用セニア	69TB1	17.0 17.3	3.0 3.8	5.5 2.5	9.5 5.6		
マルベニ印完全配合飼料 成鶏用ベニマツユ	69TD58	16.0 16.1	3.0 3.9	6.0 2.1	12.0 10.2		
尾崎市西高州町27番地 東急エビス産業株式会社 関西工場	4658	20.0 20.7	3.0 3.9	5.0 2.0	8.5 6.1		
エビス印完全配合飼料 幼雛用	4659	17.0 18.1	3.0 4.0	6.5 2.3	9.0 6.3		
エビス印完全配合飼料 中雛用	4660	14.0 15.4	3.0 3.6	7.0 4.3	10.0 9.3		
エビス印完全配合飼料 大雛用	4684	16.0 17.7	2.5 3.6	7.0 2.9	11.0 11.0		
神戸市葦合区小野浜町1番地の1地先 日清製粉株式会社 神戸飼料工場	69BC6	14.5 16.4	2.0 2.9	7.5 2.1	10.0 5.9		昭和45年7月7日 鳥取市富安351の2 中村産業株式会社 倉庫
日清印若豚用完全配合飼料	69TB15	17.0 17.6	2.0 3.4	6.0 2.3	9.0 6.5		
日清印中雛育成用完全配合飼料							
玉野市築港5967番地 中国飼料合資会社	5953	17.0 17.8	3.0 3.9	7.0 3.1	10.0 6.0	昭和45年7月7日 鳥取市吉方温泉1丁目 戸田武商店 倉庫	
カネニ印完全配合飼料 中雛用							
カネニ印完全配合飼料 大雛用	5954	14.0 14.7	3.0 4.2	7.0 3.9	10.0 5.9		

〔備考〕 検査結果の成分検査の欄中、上段は保証成分量を示し、「粗たん白質」及び「粗脂肪」の欄は「以上」を示し、粗繊維及び粗灰分の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。
 収去年月日その他特記すべき事項の欄中、場所の表示のあるものは、当該場所において当該飼料を収去したことを示し、場所の表示のないものは、当該飼料の製造事業場において収去したことを示す。

非 登 録 飼 料

製造事業場の所在地及び名称 飼 料 の 名 称	表示区分	検 査 結 果				収 去 年 月 日 そ の 他 特 記 す べ き 事 項
		粗たん白質 成	粗脂肪 分	粗纖維 檢	粗灰分 査	
神戸くみあい飼料株式会社 神戸市兵庫区東出町2丁目153番地	表	21.0	5.0	4.0	8.0	昭和45年7月7日 鳥取市吉方 因伯運運 倉庫
		22.0	7.1	2.1	4.9	
		くみあいゾーレットA	18.0	2.5	4.0	
くみあいゾーレットB	表	19.5	3.6	1.6	6.5	
くみあいニューゾーレットC	表	15.0	2.5	6.0	7.0	
		15.2	3.3	1.7	6.0	
くみあい配合飼料 若牛肥育用キンゾビー後期	表	13.0	2.0	9.0	9.0	
		14.4	3.7	5.5	4.8	
くみあいモートレットA	表	26.0	6.0	4.0	8.0	
		27.6	7.6	3.1	7.0	
山陰くみあい飼料株式会社 境港市外江町3743番地の1						昭和45年7月7日 鳥取市吉方
くみあい配合飼料 肉牛用1号	表	18.0	2.0	8.0	8.0	因伯運運 倉庫
		18.4	3.1	6.0	6.6	
くみあい配合飼料 乳牛用山陰特号	表	15.0	2.0	11.0	10.0	
		15.2	3.9	8.2	8.4	
中嶋精麦株式会社 鳥取市富安186						昭和45年7月8日 鳥取市富安186
粉碎麦		11.3	3.3	7.0	3.5	中嶋精麦株式会社
日和産業株式会社 神戸工場 神戸市東灘区住吉浜町19番地の5						昭和45年7月8日 鳥取市行徳

ワルヒ印成鶏用完全配合飼料 ニューホープ	表	16.0 17.5	2.0 3.7	6.0 2.7	12.5 12.8	東部米穀卸協同組合倉庫 粗灰分過剰
東急エビス産業株式会社関西工場 尼崎市西高州町27番地 エビス印完全配合飼料 成鶏用 ニュークラウンマジック	表	16.0 17.3	2.5 3.6	7.0 3.9	11.0 10.0	昭和45年7月7日 鳥取市今町1丁目108 伊吹肥料本店 倉庫
エビス印完全配合飼料 産卵用つぶえ	表	15.0 15.4	2.5 3.6	7.0 4.4	11.0 6.5	
日清製粉株式会社 神戸飼料工場 神戸市葦合区小野浜町1番地の1地先 日清印配合飼料 肉牛肥育用	表	15.0 16.2	2.0 3.0	9.0 2.7	10.0 5.1	昭和45年7月7日 鳥取市富安851の2 中村産業株式会社 倉庫
日清印雄子牛肥育用完全配合飼料 ホルビー後期	表	13.0 15.1	3.0 4.1	9.0 4.0	9.0 6.9	
日清印子豚育成用完全配合飼料	表	15.0 16.6	2.5 3.5	5.5 2.3	7.5 4.9	
倉谷魚粉製造所 鳥取市湯所町2丁目143 45%魚粉	票	45.0 49.8	16.1	0.2	30.0 23.9	昭和45年7月8日 鳥取市湯所町2丁目143 倉谷魚粉製造所 倉庫
50%魚粉	票	50.0 50.4	15.9	0.5	28.0 24.1	

〔備考〕 表示区分の欄中、「表」とあるのは法第15条の2の規定により成分等表示票を附した飼料を示す。
 検査結果の成分検査の欄中、上段は表示成分量を示し、「粗たん白質」及び「粗脂肪」の欄は「以上」を示し、「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。
 収去年月日その他特記すべき事項の欄中、場所の表示のあるものは、当該場所において当該飼料を収去したことを示し、場所の表示のないものは、当該飼料の製造事業場において収去したことを示す。

鳥取県告示第五百六十号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一十号(廢の指定について)の一部を次のように改正し、昭和四十五年八月十二日から施行する。

昭和四十五年八月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「鳥取県鳥取都市開発事務所 鳥取市東町二丁目二〇」を「鳥取県鳥取都市開発事務所 鳥取市東品治町九九の三」に改める。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】